

国立大学法人滋賀医科大学動物生命科学研究倫理委員会規程

平成16年4月1日制定

令和4年8月17日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀医科大学動物実験委員会規程第7条の規定に基づき、動物生命科学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 動物実験に関する倫理的指針の策定。
 - (2) 研究者から申請された研究計画に関すること。
 - (3) 研究成果の公表に関すること。
 - (4) 研究実施状況報告書に基づく研究の実施状況の審査及び実地調査に関すること。
- 2 前項の審査においては、動物を用いた研究の倫理審査を主眼とし、科学的観点を含めて実施するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長の指名する理事 1名
 - (2) 医学科の教授 1名
 - (3) 看護学科の教授 1名
 - (4) 学外の法律の専門家 1名
 - (5) 市民の立場の人 2名
 - (6) その他委員長が必要と認める者 若干名
- 2 委員会は、男女両性で構成するものとする。
- 3 第1項第2号から第6号までの委員は、委員長の指名を経て学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(申請手続及び判定の通知)

第5条 審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、動物生命科学研究審

査申請書（別紙様式1）に必要事項を記入の上、学長へ提出しなければならない。

- 2 研究計画を変更する場合は、動物生命科学研究計画変更申請書（別紙様式2）に必要事項を記入の上、学長へ提出しなければならない。
- 3 学長は、前項までの申請を受理したときは、速やかに委員会に審査を依頼し、委員会の議を経て決定した判定を、動物生命科学研究審査結果通知書（別紙様式3）により当該申請者に通知するものとする。
- 4 前項の通知をするに当たり、審査の判定が、第6条第4項第3号から第4号及び同条第5項第2号から第3号までの一に該当する場合は、動物生命科学研究審査結果通知書にその理由等を記入しなければならない。

（議事）

第6条 委員会は委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、申請者の委員会への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員は、自己の申請に係る審査には、関与することができない。
- 4 審査の判定は、原則として出席委員の全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。
 - (1) 非該当
 - (2) 承認
 - (3) 条件付承認
 - (4) 不承認
- 5 研究成果の公表に関する審査の判定は、原則として出席委員の全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行い、学長へ報告するものとする。
 - (1) 公表可
 - (2) 条件付承認
 - (3) 公表不可
- 6 審査経過及び判定は記録として保存し、委員会の議を経て、公開するものとする。ただし、研究に係る独創性又は特許権などの知的財産権の保護に支障が生じるおそれがある部分は非公開とすることができる。

（実施状況に関する措置）

第7条 学長は、必要に応じ、研究の実施状況について、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 申請者に対し、必要があると判断した場合には、定期的に研究の実施状況を動物生命科学研究実施状況報告書（別紙様式4）により報告させるものとする。
- (2) 前号に掲げる報告書に基づき、研究計画に沿って研究が行われているか、委員会に審査あるいは実地調査させるものとする。
- (3) 実施状況の報告又は調査の結果、必要と認められる場合には、研究の実施方法の改

善、中止又は研究計画の変更を命じるものとする。

(4) 中止を命じた研究の再開又は変更を命じた研究計画を許可する場合には、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならない。

(研究の終了報告)

第8条 申請者は、研究が終了した場合、動物生命科学研究終了報告書（別紙様式5）により学長へ報告するものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、研究推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月4日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年8月17日から施行する。

別紙様式1

動物生命科学研究審査申請書

年 月 日

滋賀医科大学長 殿

研究代表者 (申請者)

所 属

職 名

氏 名

印

※受付番号

所属講座又は
診療科長の印

1. 研究課題名			
2. 研究指導者	所属	職名	氏名
3. 研究予定期間	年 月 日	～	年 月 日
4. 研究組織			
氏名	所属	職名	役割分担
氏名	所属	職名	役割分担
氏名	所属	職名	役割分担
氏名	所属	職名	役割分担
氏名	所属	職名	役割分担
氏名	所属	職名	役割分担
5. 研究計画 (詳細に記述すること)			
・ 研究の目的			
・ 研究の必要性			
・ 社会への貢献度			
・ 実験の方法			
・ 麻酔の方法			
・ 屠殺の方法 (使用薬剤)			
・ 倫理的・社会的問題点			
・ 実験後の飼育管理方法及び飼育期間			
6. 研究の実施場所			
7. 公表の有無、手段等			

別紙様式2

動物生命科学研究計画変更申請書

年 月 日

滋賀医科大学長 殿

研究代表者 (申請者)

所 属

職 名

氏 名

印

※受付番号

所属講座又は 診療科長の印	
------------------	--

1. 研究課題名

2. 変更理由 (具体的に記入し, 変更後の審査申請書 (別紙様式1) を添付すること。)

別紙様式3

受付番号	
------	--

動物生命科学研究審査結果通知書

年 月 日

申請者 殿

滋賀医科大学長 印

課 題 名

先に申請（変更申請）のあった上記課題に係る研究計画書等を， 年 月 日開催の動物生命科学研究倫理委員会で審査し，下記のとおり判定いたしましたので，通知いたします。

記

判 定	<input type="radio"/> 非該当	承認	条件付承認	不承認
	<input type="radio"/> 実施状況の報告	要	不要	
条 件 又 は 理 由				

別紙様式4

動物生命科学研究実施状況報告書

年 月 日

滋賀医科大学長 殿

研究代表者 (申請者)

所 属

職 名

氏 名

印

年 月 日付けにて承認のあった受付番号 () の課題に係る動物生命科学研究について、下記のとおり実施状況を報告いたします。

記

1. 研究課題名
2. 実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日
3. 研究実施状況 (研究状況がわかる資料等を添付すること。)
4. その他特記事項

別紙様式5

動物生命科学研究終了報告書

年 月 日

滋賀医科大学長 殿

研究代表者 (申請者)

所 属

職 名

氏 名

印

年 月 日付けにて承認のあった受付番号 () の課題に係る動物生命科学研究について、研究を終了いたしましたので報告いたします。

記

1. 研究課題名
2. 実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日
3. 研究成果の状況 (研究成果の状況がわかる資料等を添付すること。)
4. その他特記事項